



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉政策課） 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の休止の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉政策課） 3
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉政策課） 3
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・2件（村づくり計画課） 4
- 歳入の収納の事務の委託（水産課） 5
- 沖縄県中城湾港新港地区工業用地分譲規程の一部を改正する告示（企業立地推進課） 6
- 沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地分譲規程の一部を改正する告示（企業立地推進課） 6
- 沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地買取条件付貸付規程の一部を改正する告示（企業立地推進課） 7
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 8
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課） 11

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告・2件（警察本部交通規制課） 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（警察本部交通規制課） 14

正 誤

- 平成28年 3月11日付け公報定期第4427号中訂正 19
- 平成28年 3月25日付け公報定期第4431号中訂正 19
- 平成28年 3月29日付け公報定期第4432号中訂正 19
- 平成28年 3月31日付け公報号外第3号中訂正・2件 19

告 示

沖縄県告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問介護ステーションニヘーデービル	沖縄市字大里56番地	沖縄市胡屋六丁目1番1号胡屋六丁目ビル206	沖縄市字大里56番地	平成28年1月1日

2 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護支援ステーションニヘーデービル	沖縄市字大里56番地	沖縄市胡屋六丁目1番1号胡屋六丁目ビル206	沖縄市字大里56番地	平成28年1月1日
居宅介護支援事業所くめしま	久米島町字兼城1464番地の5	久米島町字仲泊1201番地与那城アパート102号室	久米島町字兼城1464番地の5	平成28年3月1日

3 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問介護ステーションニヘーデービル	沖縄市字大里56番地	沖縄市胡屋六丁目1番1号胡屋六丁目ビル206	沖縄市字大里56番地	平成28年1月1日

4 第1号訪問事業

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問介護ステーションニヘーデービル	沖縄市字大里56番地	沖縄市胡屋六丁目1番1号胡屋六丁目ビル206	沖縄市字大里56番地	平成28年1月1日

沖縄県告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成28年5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
訪問介護事業所プライム	うるま市字前原260番地5	平成28年2月29日

2 第1号訪問事業

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
訪問介護事業所プライム	うるま市字前原260番地5	平成28年2月29日

沖縄県告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成28年5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービス一歩胡屋	沖縄市胡屋五丁目19番16号	平成28年 4月 1 日

沖縄県告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
有限会社介護ショップテルヤ	北谷町字砂辺357番地	平成28年 2月 1 日

2 特定福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
有限会社介護ショップテルヤ	北谷町字砂辺357番地	平成28年 2月 1 日

沖縄県告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 介護予防短期入所生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護予防短期入所生活介護事業所くめしま	久米島町字兼城1464番地の5	平成28年 3月 1 日

2 介護予防福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
有限会社介護ショップテルヤ	北谷町字砂辺357番地	平成28年 2月 1 日

3 特定介護予防福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
有限会社介護ショップテルヤ	北谷町字砂辺357番地	平成28年 2月 1 日

沖縄県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を

認可した。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 土地改良区の名称 金武町土地改良区
- 2 認可年月日 平成28年 4月25日

沖縄県告示第255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり金武町土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲田孝順	金武町字金武5425番地
理事	宜野座広明	金武町字金武635番地
理事	平川宗文	金武町字金武4052番地の6
理事	嘉数昇	金武町字金武24番地3
理事	當山順昌	金武町字金武1017番地
理事	宜野座武	金武町字金武402番地
監事	仲田重雄	金武町字金武5554番地
監事	仲田實	金武町字金武884番地

任期 平成28年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	伊芸光吉	金武町字金武69番地の1
理事	宜野座敏男	金武町字金武590番地
理事	宜野座広明	金武町字金武635番地
理事	平川宗文	金武町字金武4052番地の6
理事	嘉数昇	金武町字金武24番地3
理事	當山順昌	金武町字金武1017番地
監事	仲田重雄	金武町字金武5554番地
監事	仲田孝順	金武町字金武5425番地

沖縄県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおりうるま市与那城宮城島上原土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大屋政善	うるま市与那城上原112番地
理事	大城朝勇	うるま市与那城宮城644番地 1
理事	新屋春栄	うるま市与那城上原373番地
理事	名城康雄	うるま市与那城宮城21番地
理事	登川清太郎	うるま市与那城池味1015番地
理事	登川俊光	うるま市与那城池味920番地
理事	上地安光	うるま市与那城桃原274番地
理事	桃原眞徳	うるま市与那城桃原130番地
監事	根保幸徳	うるま市与那城宮城739番地
監事	東泊正輝	うるま市与那城上原14番地
監事	桃原隆	うるま市与那城桃原46番地
監事	眞榮喜正吉	うるま市与那城池味1012番地

任期 平成28年 4月 8日から平成32年 4月 7日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大屋政善	うるま市与那城上原112番地
理事	大城朝勇	うるま市与那城宮城644番地 1
理事	新屋春栄	うるま市与那城上原373番地
理事	名城康雄	うるま市与那城宮城21番地
理事	登川俊光	うるま市与那城池味920番地
理事	上地安夫	うるま市与那城桃原231番地
理事	上地安光	うるま市与那城桃原274番地
理事	登川清太郎	うるま市与那城池味1015番地
監事	伊礼門正英	うるま市与那城池味1172番地
監事	根保幸徳	うるま市与那城宮城739番地
監事	東泊正輝	うるま市与那城上原14番地
監事	桃原隆	うるま市与那城桃原46番地

沖縄県告示第257号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 委託した収納事務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

沖縄県告示第258号

沖縄県中城湾港新港地区工業用地分譲規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

沖縄県中城湾港新港地区工業用地分譲規程の一部を改正する告示

沖縄県中城湾港新港地区工業用地分譲規程（平成元年沖縄県告示第343号）の一部を次のように改正する。

第1条中「除く。」の次に「以下同じ。」を加える。

第4条第1号中「又は事業所」を「若しくは事業所」に改め、「属する事業」の次に「（以下「対象事業」という。）」を、「営む者」の次に「又は現に中城湾港新港地区工業用地内で対象事業を営んでいる者であって、当該分譲用地を対象事業の実施のために使用するもの（以下「工業用地内事業者」という。）」を加える。

第6条第2項第1号中「工場等立地」の次に「（分譲申込者が工業用地内事業者である場合にあっては、用地分譲）」を加え、同項第2号及び第4号中「工場等立地」の次に「（分譲申込者が工業用地内事業者である場合にあっては、分譲用地の買取り）」を加える。

第10条第2項中「譲受人」の次に「（工業用地内事業者以外の者に限る。）」を加え、同条に次の3項を加える。

4 譲受人（工業用地内事業者に限る。次項及び第6項において同じ。）が工場等を建設する場合は、第2項及び前項の規定を適用する。

5 譲受人が工場等を建設することを要しないと知事が認める場合にあっては、譲受人は、土地売買契約の締結時に工事計画を策定し、引渡日から2年4月以内に分譲用地を使用するための工事に着手し、当該分譲用地の使用を引渡日から3年4月以内に開始しなければならない。

6 譲受人は、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、前項に規定する工事の着手時期及び分譲用地の使用開始時期並びに土地売買契約の締結時の工事計画を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を得なければならない。

第12条に後段として次のように加える。

この場合において、譲受人が工業用地内事業者であって、現に使用する中城湾港新港地区工業用地と新たに取得する分譲用地を一体的に使用するときは、前段の規定による緑地の割合は、当該工業用地の面積と当該分譲用地の面積を合算した面積に占める割合とすることができる。

第15条中「及び」を「又は」に改める。

第17条中「若しくは第2項」を「、第2項（第4項の規定により適用する場合を含む。）若しくは第5項」に改める。

附 則

この告示は、平成28年5月13日から施行する。

沖縄県告示第259号

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地分譲規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地分譲規程の一部を改正する告示

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地分譲規程（平成11年沖縄県告示第575号）の一部を次のように改正する。

第1条中「する国際物流拠点産業集積地域」の次に「（沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）による改正前の沖縄振興特別措置法第42条第1項の規定により指定されていた特別自由貿易地域に限る。以下同じ。）」を加える。

第4条第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「定める事業」の次に「（以下「対象事業」という。）」を、「営む者」の次に「又は現に国際物流拠点産業集積地域内で対象事業を営んでいる者であつて、当該分譲用地を対象事業の実施のために使用するもの（以下「産業集積地域内事業者」という。）」を加える。

第10条第2項中「譲受者」の次に「（産業集積地域内事業者以外の者に限る。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 4 譲受者（産業集積地域内事業者に限る。次項及び第6項において同じ。）が工場等を建設する場合は、第2項及び前項の規定を適用する。
- 5 譲受者が工場等を建設することを要しないと知事が認める場合にあっては、譲受者は、土地売買契約の締結時に工事計画を策定し、引渡日から2年4月以内に分譲用地を使用するための工事に着手し、当該分譲用地の使用を引渡日から3年4月以内に開始しなければならない。
- 6 譲受者は、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、前項に規定する工事の着手時期及び分譲用地の使用開始時期並びに土地売買契約の締結時の工事計画を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を得なければならない。

第12条に後段として次のように加える。

この場合において、譲受者が産業集積地域内事業者であつて、現に使用する国際物流拠点産業集積地域の用地と新たに取得する分譲用地を一体的に使用するときは、前段の規定による緑地の割合は、当該国際物流拠点産業集積地域の用地の面積と当該分譲用地の面積を合算した面積に占める割合とすることができる。

第15条中「及び」を「又は」に改める。

第17条中「若しくは第2項」を「、第2項（第4項の規定により適用する場合を含む。）若しくは第5項」に改める。

附 則

この告示は、平成28年5月13日から施行する。

沖縄県告示第260号

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地買取条件付貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地買取条件付貸付規程の一部を改正する告示

沖縄県国際物流拠点産業集積地域用地買取条件付貸付規程（平成15年沖縄県告示第679号）の一部を次のように改正する。

第1条中「する国際物流拠点産業集積地域」の次に「（沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）による改正前の沖縄振興特別措置法第42条第1項の規定により指定されていた特別自由貿易地域に限る。以下同じ。）」を加える。

第5条中「要件を」の次に「全て」を加え、同条第3号及び第4号中「貸し付ける」を「貸付」に改める。

附 則

この告示は、平成28年5月13日から施行する。

沖縄県告示第261号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
為又(1)	名護市字為又の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
為又(2)	名護市字為又の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名護(2)－3	名護市字名護及び東江二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名護(8)－1	名護市字為又及び字名護の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名護(8)－2	名護市字名護の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
仲尾次(5)	名護市字仲尾次の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
仲尾次(6)	名護市字仲尾次の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田井等(4)	名護市字田井等及び字振慶名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田井等(5)	名護市字田井等の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田井等(6)	名護市字田井等の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊差川(4)	名護市字伊差川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東江	名護市字名護及び東江三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	地滑り
喜瀬209－C17－14	名護市字喜瀬の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
許田209－A17－10－1	名護市字許田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役	土石流

	所において縦覧に供する。)	
許田209-A17-10-2	名護市字許田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
許田209-B17-08	名護市字許田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
許田209-B17-09	名護市字許田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
数久田209-A17-02	名護市字数久田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
数久田209-A17-05-1	名護市字数久田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
数久田209-A17-05-2	名護市字数久田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
数久田209-A17-07	名護市字数久田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
数久田209-C17-13-1	名護市字数久田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
数久田209-C17-13-2	名護市字数久田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
世富慶209-A17-06	名護市字世富慶の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
世富慶209-C17-12	名護市字世富慶の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
東江209-A17-03	名護市字名護及び東江三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
東江209-A17-04	名護市字名護及び東江二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
東江209-C17-11	名護市字名護及び東江二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
大北209-A13-22	名護市字名護、大北一丁目、大北二丁目及び大北三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
大北209-A14-01	名護市字名護及び大北二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流

大北209-C13-50	名護市字名護、大北一丁目及び大北二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
大東209-A13-19	名護市大東四丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
大東209-A13-35	名護市大東三丁目及び大東四丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
大東209-A13-36	名護市字名護及び大東三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
源河(1)209-A14-04	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
源河(1)209-A14-05	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
源河(1)209-A14-18	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
源河(1)209-B14-28	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
源河(1)209-C14-33	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
源河(1)209-C14-34	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
源河(2)209-A14-22	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
源河(3)209-B14-26	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
稲嶺209-B14-17	名護市字稲嶺の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
稲嶺209-B14-25	名護市字稲嶺の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
真喜屋209-A14-10	名護市字真喜屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
仲尾次209-A14-13	名護市字仲尾次の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
川上209-A14	名護市字川上の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」	土石流

ー03	は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	
田井等209ーA 14ー02	名護市字田井等、字振慶名及び字親川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
田井等209ーC 14ー35	名護市字田井等、字親川及び字川上の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
伊差川209ーA 14ー15	名護市字伊差川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
伊差川209ーB 14ー23	名護市字伊差川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
伊差川209ーB 14ー24	名護市字伊差川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第262号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、八重瀬町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 公共測量を実施した地域 八重瀬町字伊覇、字上田原、字東風平及び字友寄のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成27年11月9日から平成28年3月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量及び4級基準点測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 8月25日 沖縄県指令土第750号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次140番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字富盛308番地 玉城光弘
- 5 検査済証番号 平成28年 4月25日 第4293号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 8月13日 沖縄県指令土第710号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂62番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字幸地125番地の3 グランデほかも201号 宮城尚子
- 5 検査済証番号 平成28年 4月26日 第4294号
- 6 工事完了年月日 平成28年 4月 8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年10月27日 沖縄県指令土第855号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長舟無小原65番 7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字国場1183番地 6 ひかりアパート302 仲宗根司、那覇市字国場1183番地 6 ひかりアパート302 仲宗根直美
- 5 検査済証番号 平成28年 4月26日 第4295号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月31日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 調達する物品等の種類 交通管制システム上位装置（以下「上位装置」という。）の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成28年 4月 1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線5211)
- (3) 申請書等の受付期間 平成28年5月16日(月曜日)から同年6月16日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成29年3月31日(金曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する上位装置の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成28年5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 調達する特定役務の種類 交通管制システム上位装置(以下「上位装置」という。)の高度化更新定数設定業務委託
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 営業年数が平成28年4月1日現在において3年以上であること。
- (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
- (3) 従業員の数が5人以上であること。
- (4) 1により調達を予定している上位装置の高度化更新定数設定業務と同様又は類似する業務の受託に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- (5) 複数の企業により構成される共同企業体として一般競争入札に参加する場合には、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ア 共同企業体の各構成員が、(1)から(3)までの要件に該当すること。
- イ 共同企業体の各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 1により調達を予定している上位装置の高度化更新定数設定業務と同様又は類似する業務の受託に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線5211）
- (3) 申請書等の受付期間 平成28年5月16日（月曜日）から同年6月16日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成29年3月31日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する上位装置の高度化更新定数設定業務委託に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成28年5月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 交通管制システム上位装置（以下「上位装置」という。）の貸借一式

- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 平成28年5月13日付け沖縄県公報定期第4443号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による上位装置の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 上位装置の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該上位装置に障害が発生した場合において、指定時間以内に技術者を派遣して対応ができることを証明した体制証明書を平成28年6月16日（木曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出した者
 - ウ 納入しようとする上位装置の機能等証明書を平成28年6月16日（木曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出し、当該上位装置を納入の期限までに納入することができることを証明した者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 平成28年5月16日（月曜日）から同年6月16日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
 - (2) 場所 沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線5211）
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から平成28年6月22日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
 - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（10(2)の場所）
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時30分
 - (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎4階会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成28年6月16日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落

札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2283)

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成28年6月22日(水曜日)午後6時
イ 方法 簡易書留郵便により10(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Name and Quantities of the Central Computer Device
Lease of Central Computer Device for Traffic Control System:1 Set
- (2) The Characteristics of the Central Computer Device
Refer to the Bid Instruction and the Specification Document
- (3) How to Submit the Bid Document
Due Date and Time:10:30 Friday, June 24, 2016
Place:Bidding Room of Accounting Division, 4th floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
*We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
- (4) How to Submit the Bid Document by Postal Service
Due Date and Time:18:00 Wednesday, June 22, 2016
Handling Division:Accounting Division, Police Administration Department Okinawa Prefectural Police HQ
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone:098-862-0110(Ext. 2283)
*The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.
- (5) Bid Opening
Date and Time:10:30 Friday, June 24, 2016
Place:Bidding Room of Accounting Division, 4th floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
- (6) Handling Division
Traffic Regulation Division, Traffic Department, Okinawa Prefectural Police HQ
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-0021 Japan
Phone:098-862-0110(Ext. 5211)

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成28年 5月13日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する特定役務の名称及び数量 交通管制システム上位装置（以下「上位装置」という。）の高度化更新定数設定業務委託 一式
 - (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 入札説明書による。
 - (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 平成28年 5月13日付け沖縄県公報定期第4443号に記載の特定調達契約に係る一般競争入札参加資格及び申請方法等についての公告による上位装置の高度化更新定数設定業務委託に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 上位装置に障害が発生した場合において、指定時間以内に技術者を派遣して対応ができることを証明した体制証明書を平成28年 6月16日（木曜日）午後 6時までに 3(2)の場所に提出した者
 - ウ 受託しようとする上位装置の高度化更新定数設定業務の機能等証明書を平成28年 6月16日（木曜日）午後 6時までに 3(2)の場所に提出し、当該上位装置の高度化更新定数設定業務を期限までに完了することができることを証明した者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 平成28年 5月16日（月曜日）から同年 6月16日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9時30分から午後 6時まで
 - (2) 場所 沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900-0021 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号 電話番号098-862-0110（内線5211）
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から平成28年 6月22日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9時30分から午後 6時まで
 - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（10(2)の場所）
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年 6月24日（金曜日）午後 1時30分
 - (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎 4階会計課入札室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5以上の金額を 5(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎 4階会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去 2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした 2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成28年 6月16日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9時30分から午後 6時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2283)

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成28年6月22日(水曜日)午後6時
イ 方法 簡易書留郵便により10(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Name and Quantities of the Central Computer Device
Operation Consignment of Upgrading and Constant Setting of the Central Computer Device for Traffic Control System:1 Set
- (2) The Characteristics of the Central Computer Device
Refer to the Bid Instruction and the Specification Document.
- (3) How to Submit the Bid Document
Due Date and Time:13:30 Friday, June 24, 2016
Place:Bidding Room of Accounting Division, 4th floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
*We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
- (4) How to Submit the Bid Document by Postal Service
Due Date and Time:18:00 Wednesday, June 22, 2016
Handling Division:Accounting Division, Police Administration Department Okinawa Prefectural Police HQ
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone:098-862-0110(Ext. 2283)
*The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.
- (5) Bid Opening
Date and Time:13:30 Friday, June 24, 2016
Place:Bidding Room of Accounting Division, 4th floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
- (6) Handling Division
Traffic Regulation Division, Traffic Department, Okinawa Prefectural Police HQ
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-0021 Japan
Phone:098-862-0110(Ext. 5211)

正

誤

平成28年 3月11日付け公報定期第4427号掲載の「沖縄県私立学校運営費補助金交付規程の一部を改正する告示（沖縄県告示第135号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	上から 8	小学校中学校	小学校、中学校

平成28年 3月25日付け公報定期第4431号掲載の「沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第15号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	上から20	「、副所長、副場長、」	「、副所長、副場長」

平成28年 3月29日付け公報定期第4432号掲載の「沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（沖縄県訓令第5号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
39	上から 2	(2) 地籍調査嘱託員設置規程	(2) 地籍嘱託員設置規程

平成28年 3月31日付け公報号外第 3号掲載の「沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第19号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正								
3	下から13	同条の表中「班名」を「班名等」に、	同条の表中								
9	上から 1	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;">課長</td> <td style="padding: 5px;">宮古事務所及び八重山事務所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">東京事務所</td> </tr> </table>	課長	宮古事務所及び八重山事務所		東京事務所	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;">課長</td> <td style="padding: 5px;">宮古事務所及び八重山事務所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">東京事務所</td> </tr> </table>	課長	宮古事務所及び八重山事務所		東京事務所
課長	宮古事務所及び八重山事務所										
	東京事務所										
課長	宮古事務所及び八重山事務所										
	東京事務所										
9	上から 7	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;">課長</td> <td style="padding: 5px;">宮古事務所及び八重山事務所</td> </tr> </table>	課長	宮古事務所及び八重山事務所	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;">課長</td> <td style="padding: 5px;">宮古事務所及び八重山事務所</td> </tr> </table>	課長	宮古事務所及び八重山事務所				
課長	宮古事務所及び八重山事務所										
課長	宮古事務所及び八重山事務所										

平成28年 3月31日付け公報号外第 3号掲載の「告示・公告定型の一部を改正する訓令（沖縄県訓令第15号）」中次のとおり誤り。

ページ	18
行	下から 8
誤	「第3節 観光整備課 定型文文1 県立博物館・美術館の観覧料の 第4節 文化振興課 第5節 空手振興課
正	「第3節 観光整備課 第4節 文化振興課 定型文文1 県立博物館・美術館の観覧料の

第5節 空手振興課

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社
〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14